

○読谷村最低制限価格制度実施要領

平成29年2月13日要領第1号

読谷村最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）及び読谷村契約規則（平成2年読谷村規則第7号）第6条の規定に基づき、読谷村の発注する建設工事（以下「工事」という。）において、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 最低制限価格制度は、読谷村の発注する工事において、契約の内容に適合した履行を確保するために、予定価格が1,000万円を超える競争入札（総合評価方式は除く。）で発注する工事を対象とする。

2 村長は、必要があると認めるときは、前項の規定に関わらず、最低制限価格を設けないことができる。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、予定価格に次項の規定により算出された割合に乗じて得た額を基準として定める。なお、この価格を下回る価格の入札については、失格とする。

2 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった額に次に掲げる各号の割合に乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9.2を乗じた額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じた額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

(予定価格調書への記載)

第4条 予定価格調書に最低制限価格の欄を設置し、前条の基準により算出した最低制限価格を記載する。

(入札に参加しようとする者への周知)

第5条 入札執行者は、第2条に規定する工事の入札に当たっては、入札公告又は指名通知書において、次に掲げる事項を記載し、入札しようとする者に周知するものとする。

(1) 最低制限価格が設定されていること。

(2) 最低制限価格を下回る入札を行った者は、失格となること。

(入札の執行)

第6条 入札の結果、最低制限価格を下回る価格での申込みをした者がある場合は、第2条に規定する工事の入札で最低制限価格を下回ったことにより失格と告げること。ただし、全ての者が最低制限価格を下回る入札を行った場合は、再度入札を執行することができる。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。